

指摘事項

～ムダ・ゼロ政府を目指して～

平成 20 年 12 月 1 日
行政支出総点検会議

目 次

<u>1. はじめに</u>	1
<u>2. 公益法人への支出</u>	2
<u>3. 特別会計の支出</u>	
(1) 基本的な考え方	8
(2) 特別会計ごとの課題	9
(3) 特別会計の個別の支出	14
(4) 剰余金・積立金	15
<u>4. 行政コストの節減・効率化</u>	
(1) 行政コストの節減	17
(2) 行政経費の削減・行政の効率化	18
<u>5. 政策の棚卸し等</u>	
(1) 政策の棚卸しに関する基本的な考え方	23
(2) 個別事項	23
<u>6. 各府省における自律的な取組体制の確立</u>	30
<u>7. おわりに</u>	35
 (別紙1) 公益法人への支出についての当会議の指摘事項に関する主な指摘 . . .	37
(別紙2) 各府省で構築する体制のイメージ	41
 (別 添) 特別会計の剰余金・積立金についての各府省からの提出資料	

1. はじめに

日本経済に対する不安感が高まる今日、選択と集中を図ることにより強い日本をつくることが求められている。不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることは最重要の課題である。国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘を行うため、行政支出総点検会議（平成 20 年 7 月 29 日内閣官房長官決裁）は、内閣官房長官の下に、開催することとされた。

8 月 7 日に第 1 回会合を開催した後、これまで合計 7 回の会議を開催するとともに、3 つのワーキングチームに分かれて各府省から合計 13 回のヒアリングを実施するなど、議論を重ねてきた。その際には、国民の目線で国の行政支出の問題点等を具体的に指摘していただくため、「ムダ・ゼロ 110 番」を開設し、国民の皆様からの幅広い御意見等を募集し、当会議の議論の参考とした。

当会議の主な検討事項のうち、行政と密接な関係にある公益法人への支出については、国又は独立行政法人等から公益法人への支出を 3 割削減することを目標に、各府省と議論を進めた。特別会計の支出については、不要不急の事業が行われていないか、特別会計の積立金の額は妥当か、不適切な支出はないかなどについて、点検を行った。

この他、行政コストの節減・効率化については、広報経費、レクリエーション経費、タクシー利用の見直しなどの検討を行い、政策の棚卸しについては、3 年以上継続している事業等について、必要性等の見直しを行った。加えて、各府省が自律的に無駄の削減に取り組む体制を整備する必要性についても検討したところである。

今般、当会議において、これまで検討してきた結果を指摘事項として取りまとめ、公表するものである。今後、政府においては、平成 21 年度予算が決定されることとなるが、当会議からの指摘が実施に移され、無駄のそぎ落とされた予算となることを期待したい。また、行政に対する国民の信頼を回復するためには、各府省が一丸となってムダ・ゼロ政府を目指す必要があることから、予算執行の責任を有する各府省は、今回の指摘を受けて具体的な対応措置を講ずるだけでなく、自律的に無駄の削減に取り組み、その成果を国民に示すことを強く望んでいる。

また、今回の検討対象となっていない立法府や司法府等においても、記載された指摘内容について、同様の問題がないか点検し、改善することを期待する。

2. 公益法人への支出

- (1) 国、独立行政法人等からの公益法人への支出については、これまで、不適切・非効率な支出を根絶すべきとの指摘がなされてきたところであるが、平成 20 年 7 月 4 日の閣僚懇において、当時の福田内閣総理大臣から、公益法人への支出について 3 割削減を目標とする旨の指示が出され、麻生内閣においても、公益法人への支出の 3 割削減は、連立政権の重点政策課題として位置付けられている。このため、当会議においては、各府省に対し、公益法人への支出についてゼロベースで見直しを行い、その削減結果を平成 21 年度予算に反映させるよう強く要請してきたところである。

その際、当会議では、各府省からヒアリングを実施するなどして、公益法人への支出について厳しく点検を行い、事務事業の必要性等、契約における真の競争性の確保、公益法人への委託等の妥当性等の観点から、各府省に対し多くの指摘を行い、公益法人への支出の徹底的な見直しを求めてきた。こうした取り組みの結果、公益法人への支出については、以下のとおり、3 割削減の目標を達成する見通しとなった。

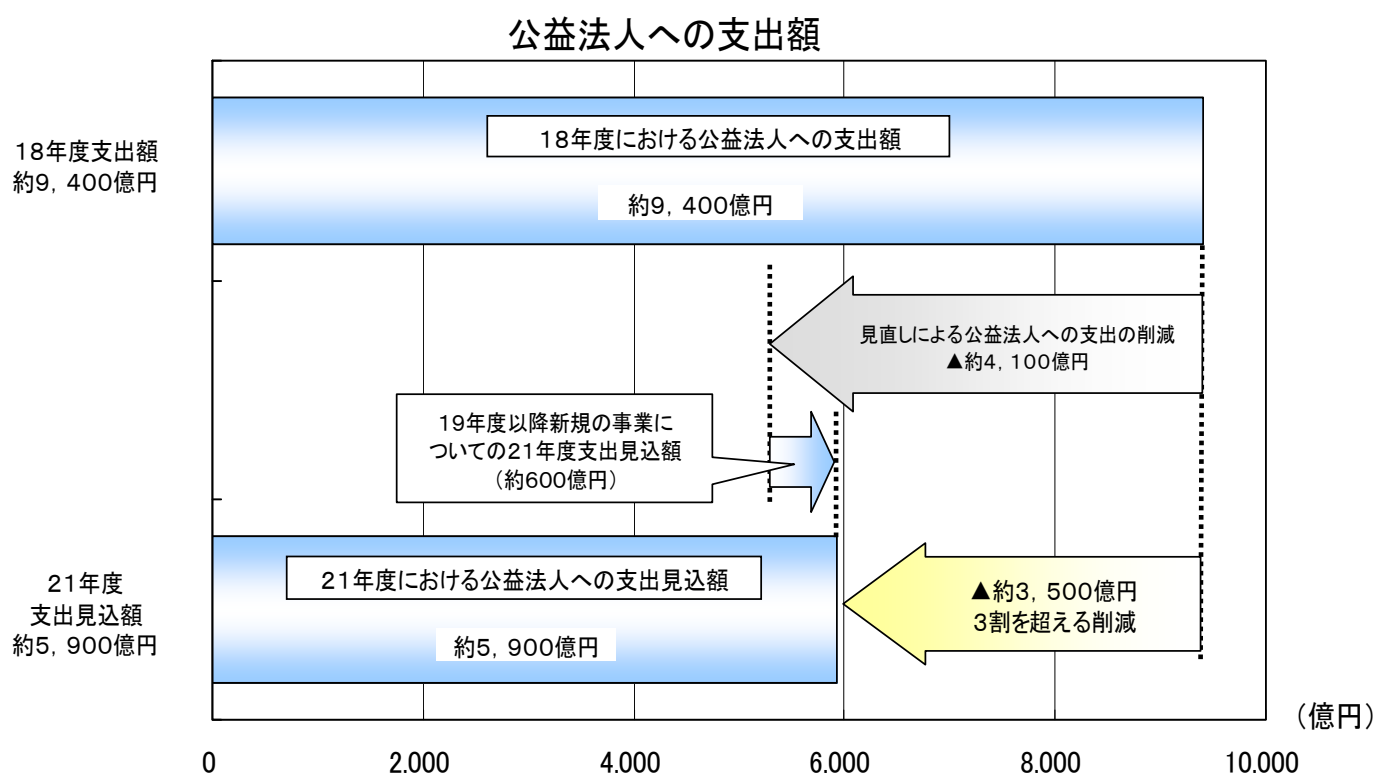
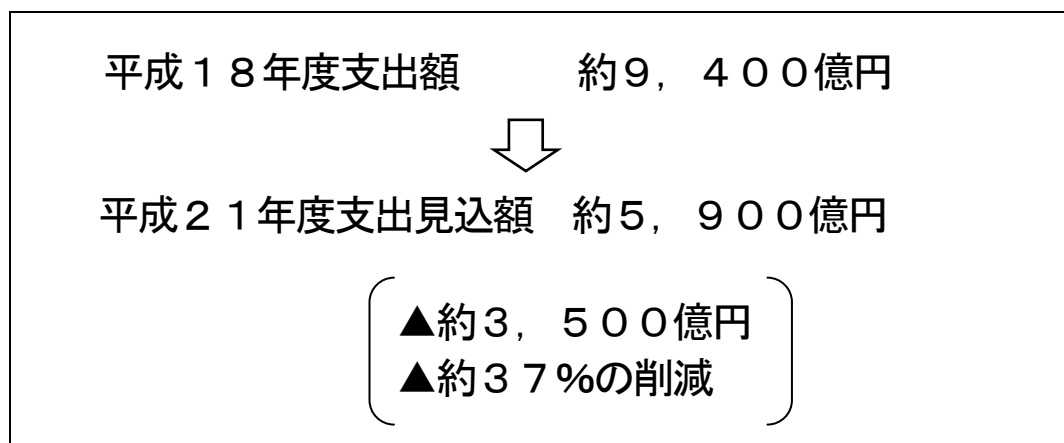
- (2) 当会議においては、各府省に対し、

- ① 公益法人への支出が行われている事務事業について、その必要性、有効性、効率性を厳しく見直し、事務事業自体を廃止・縮小することにより、公益法人への支出を削減する
- ② 競争性のない随意契約により公益法人への支出が行われている実態を改め、競争性を高めることにより、公益法人が事業を独占している状況を解消するとともにコストを削減する
- ③ 国、独立行政法人等が自ら効率的に執行できるにもかかわらず、公益法人に執行させている事務事業については、公益法人への委託を取りやめて国等が自ら行うこととし、不要な中間コストを削減する等の取り組みを求めてきた。

また、支出の見直しに当たっては、平成 19 年度以降新規に発生した事業に関して平成 21 年度に公益法人に対して支出することとなる額をも加味した上で、平成 18 年度の公益法人への支出額約 9,400 億円に比して 3 割削減となるよう強く要請してきたところである。

これを受けて、各府省が公益法人への支出について見直しを行った結果、▲約 4,100 億円の削減がなされ、これに平成 19 年度以降新規に発生した事業に係る平成 21 年度支出見込額＋約 600 億円を加味すると、平成 21 年度における公益法人への支出見込額は約 5,900 億円、公益法人への支出の削減額は、▲約 3,500 億円となり、平成 18 年度支出額約 9,400 億円に比して、▲約 37%の削減が見込まれることとなった。

※ 削減額等は、四捨五入により 100 億円単位とした。



※ 削減額等は、四捨五入により 100 億円単位とした。

※ 18 年度に公益法人への支出があった事業に係る支出で、中間法人への支出に振り替わったもの等については、21 年度に外形的には公益法人以外に支出されるものであっても、その実質に鑑み「削減」には含めず、「21 年度支出見込額」に含めている。

(3) 上図中、「見直しによる公益法人への支出の削減」▲約4,100億円の内訳は以下のとおりである。

- ① 事務事業の廃止・縮小によるもの ▲約3,400億円
- ② 競争性のある契約方式への移行によるもの ▲約400億円
- ③ 公益法人への委託等の見直しによるもの ▲約300億円

(注1) 競争性のある契約方式への移行による公益法人への支出の削減を▲約400億円と推計しているが、これを除いても▲約3,100億円、▲約33%の削減が見込まれる。

(注2) 競争性のある契約方式に移行したことによる公益法人への支出の削減効果額は、会計検査院が行った各府省等が締結している随意契約に関する会計検査（平成20年9月に検査結果報告）において明らかとなった過去の実績を踏まえて推計したものである。

この検査等によれば、随意契約から競争入札に移行した場合には約25%が、企画随契に移行した場合には約11%が契約の相手方が異なることと見込まれることから、今般の見直しにおいて競争性のある契約方式に移行することとした金額（約2,400億円）に、契約の相手方が異なることとなるこれらの割合を乗ずることにより、公益法人への支出の削減額を推計したものである。

当会議では、入札参加資格の見直し、効果的な単位ごとの発注、公告期間の延長等の措置を講ずることによって実質的な競争性を確保するよう指摘したところであり、各府省においてこれらの措置を確実に実施することにより、公益法人以外が落札する確率が高まることが期待されるが、上記の推計においては、削減額を慎重に見積もる観点から、過去の実績に基づく数値を使用したものである。

(4) 財政当局においては、以上の結果にとどまらず、更に要求内容を精査し、その結果を平成21年度予算に反映させる必要がある。

また、各府省においては、予算の執行管理を徹底し、公益法人への支出が更に減額できるよう、責任をもって予算の効率的執行に当たり、さらに、平成21年度の公益法人への支出の実績が判明し次第、支出先・内容・金額・契約方式等をホームページ等において公表することを求めたい。

(5) 公益法人への支出の削減の主な事例は次のとおりである。

○ 文部科学省

(財)大学基準協会他5法人に対し、大学等の認証評価に関する評価基準、評価方法等の調査研究を行う「大学評価研究委託事業」を委託していた。

当該事業の開始から5年を経過したことから、事業内容の見直しを行い、一

定程度の調査研究の成果の蓄積がなされていたことから、当該事業を廃止することとした。

○ 外務省

(財)国際協力推進協会に対し、一般国民をODAの現場に派遣しODA事業の視察及び帰国後の広報活動を通じて、ODAへの国民の理解を促進するための「ODA民間モニター事業」を委託していた。

政府全体として広報経費の圧縮が求められている中で、更に効果的な事業を展開するため、当該事業については、廃止することとした。

○ 農林水産省

卸売市場における電子商取引の導入による生産者から小売業者等へのダイレクト物流の仕組みの開発等を行う「商物分離直接流通成果重視事業」について、(財)食品流通構造改善促進機構に対して補助金を交付していた。

当該事業については、一定の成果が得られたことから、廃止することとした。

○ 厚生労働省

介護予防の理念を普及、実施するために設置されている地域包括支援センターに従事する職員の研修を行う「地域包括ケア・介護予防研修センター運営事業」について、(財)長寿社会開発センターに対して補助金を交付していた。

当該事業については、同法人に研修運営のノウハウが蓄積され、より効率的な研修運営が可能であるとの見通しが立ったことから、補助金を交付しないこととした。

○ 経済産業省

古紙リサイクル促進のための普及啓発や、古紙の新規用途の開発促進等の事業を行う「古紙再利用分野開拓事業費補助金」について、(財)古紙再生促進センターに対して補助金を交付してきた。

当該事業の開始から長期間経過し、一定の成果が得られていること、普及啓発活動については同センターの自主財源事業として行うことが望ましいと判断されたことから、当該事業に補助金を交付しないこととした。

○ 財務省

国家公務員宿舎の維持管理業務について、随意契約により、(財)国有財産管理調査センターに委託してきた。

当該事業については、一般競争入札に移行するとともに、総支出額を抑制する観点から、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約とすることとし、民間参入も促進した。その結果、現在ではすべて民間事業者が落札している。

○ 国土交通省

(財)関西文化学術研究都市推進機構が随意契約で一括して受託していた調査研究業務について、

- ・ 調査研究業務のあり方をゼロベースで見直し、政策の企画立案の一環として行うべきテーマに関するものは、委託を廃止して国が直接実施する
- ・ 引き続き委託する調査研究についても、企画競争により発注することとした結果、平成 20 年度は民間のシンクタンクが受注した。

(6) 当会議では、公益法人への支出について、様々な見直しを行うよう指摘してきたところであるが、各府省においては、当会議における指摘を踏まえ、速やかに更なる見直しを行うべきである。主な指摘事項は、次のとおりである。

- ① 支出の必要性、有効性、効率性の観点から引き続き実施する必要が乏しい事務事業については、速やかに廃止・縮小し、公益法人への支出を削減すべきである。特に、広報施設、体験施設等の中には、現在ではその必要性が薄れたものや、ホームページなど効率的な手法を活用すべきと考えられる事例が見られたところであり、早急な見直しが必要である。
- ② 競争性のない随意契約により行われていた公益法人への支出については、一般競争入札を原則として、速やかに競争性のある契約方式に移行すべきである。
- ③ 競争性のある契約方式に移行したとされるものの、実質的な競争性が確保されていないものについては、次のような競争性を高める具体的な取組みを行って民間参入を促し、コストの削減につなげるべきである。
 - ・ 一者応募・応札となっている契約については、その要因を分析し、入札参加資格の見直し、効果的な単位での発注、複数年契約の導入、公告期間

の延長、参入可能事業者に対する周知、業務のマニュアル化等の具体的な取り組みを行う

- ・ 総合評価方式による一般競争入札についても、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について不断の見直しを行う

また、当会議の指摘事項に関する主な事例は、別紙１のとおりである。

3. 特別会計の支出

(1) 基本的な考え方

特別会計についてはこれまで、「母屋でおかゆ、離れですき焼き」と表現されたように、その支出や仕組みに関して、以下のような問題が指摘されてきた。

- ・ 多数の特別会計が設置されていることにより、予算全体の仕組みが複雑で分かりにくくなり、財政の一覧性が阻害されているのではないか。
- ・ 国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないか。
- ・ 固有の財源により、不要不急の事業が行われているのではないか。
- ・ 多額の剰余金等が存在し、財政資金の効率的な活用が図られていないのではないか。

このような指摘に対し、政府は、平成 15 年度より特別会計の見直し・検討に取り組んできた。これらの見直しの目的は、「各特別会計に係る事務・事業の合理化・効率化を図り、国民への説明責任を様々な形で十全に行うとともに、財政健全化への貢献を図ること」とされ、それぞれの設置趣旨にまで遡った見直しの検討が行われた。その結果、平成 19 年 3 月に成立した「特別会計に関する法律」においては、31 特別会計を 17 特別会計に削減する統廃合を行う等の改革が実施されたところである。

このような改革により、特別会計は、その見直し以前に比べ、相当程度無駄も削減され透明性も増してきたと判断される。

しかしながら、依然として、特別会計の歳出については、これまでは一般会計ほど注目されていなかったことや、固有の歳入があり予算査定が甘くなりがちで、不要不急の事業が行われているのではないか、という批判や国民の受け止めがある。また、逼迫した財政事情や社会保障を中心としたさらなる歳出需要を背景に、特別会計の積立金や剰余金について、その適正な規模やあり方、使い道について様々な議論が行われている。

こうした点を踏まえ、当会議においても特別会計からの支出について、公益法人への支出と並ぶ柱として重点的に点検を行った。

平成 20 年度予算における各特別会計の歳出額を単純に足し上げれば 368 兆円であるが、会計間相互の重複計上等を除外した後の、実質的な支出は 178 兆円であり、当会議においては、この 178 兆円を対象に広く点検を行った。このうち、国債償還費・利払費（89 兆円）、社会保障給付（52 兆円）、地方交付税交付金（17 兆円）、財政融資資金への繰入れ（10 兆円）については、それぞれ

財政構造改革、社会保障制度改革、地方財政改革、財政融資改革といった視点から議論が行われるべき歳出である。これらを除いた 11.2 兆円については、特別会計制度そのものを切り口として重点的に見直しを行うべき歳出と考えられ、適切な見直しや規模の縮減が図られるべきである。

特別会計については、特別会計ごとに固有の目的、財源、支出の状況があることから、全体として一律に何らかの目標を設けることは適当ではないと考えられる。

その一方で、それぞれの特性を踏まえ、各特別会計・勘定ごとに見直しを図るべき課題があると認められた。この点を（２）の「特別会計ごとの課題」で指摘している。また、個別具体的な支出に問題がある事項については、（３）の「特別会計の個別の支出」で指摘している。

各府省においては、これらの事項について、的確な見直しを行うべきである。また、各府省においては、指摘事項以外についても、補助金を含めた事務・事業の必要性和施策の妥当性を不断に見直すとともに、人件費・事務費を含めた効率化・合理化に取り組むことが重要である。その際、人件費・事務費については、一般会計と特別会計の間の負担区分の明確化を行う必要がある。

これらの見直しについて、平成 21 年度予算に確実に反映させるべきである。

（２）特別会計ごとの課題

特別会計ごとの課題として見直しが必要な事項は以下に掲げるとおりであり、これらの事項については、的確な見直しを行い、平成 21 年度予算等に反映させるべきである。

１）交付税及び譲与税配付金特別会計

地方公共団体においても、現在の国の取組みと同様に、自律的に行政支出の総点検に取り組むべきであり、各地方公共団体が問題意識を共有し、支出の総点検に取り組むよう、総務省から強く働きかけを行うべきである。

また、地方公共団体においては、改善すべき点が残っていることから、来年度までに、

- ① 地方公共団体における一般行政経費（単独事業）に関しては、i）公益法人向け支出の削減、ii）互助会等への支出など福利厚生事業について引き続

き見直すこと、iii) 地方公共団体の補助金・助成金の点検・見直し、
② 地方公務員給与に関しては、i) 地域ごとの民間給与水準の一層の反映、
ii) 上位級が厚い職員構成の見直し、iii) 技能労務職員の割高な給与水準の
見直し、iv) 不適正な特殊勤務手当の廃止等の見直し、
を行うことを、総務省から地方公共団体に対して、強く促すべきである。
以上の諸点については、地方財政計画を含め、来年度の地方財政運営に反映
すべきである。

2) 財政投融资特別会計

財政融資資金貸付金（平成 18 年度末 209 兆円（「国の財務書類」ベース））
について、「基本方針 2006」に基づき更なる圧縮を図るべきである。その際、
財政融資資金の運用先の財務・業務の健全性のチェック、政策コスト分析の活
用に努めるとともに、運用全般について、国民に更に分かりやすく説明すべき
である。

投資勘定について、公的部門が行う必要性、有効性の観点から投資対象を峻
別し、可能な限り一般会計への繰入れを図るべきである。

積立金として必要な額・水準の考え方、その妥当性などについての説明とし
て、特にこの特会においては、金利変動準備金の上限金額（準備率上限 50/1000）
の考え方について、国民に更に分かりやすく説明すべきである

3) 外国為替資金特別会計

積立金として必要な額・水準の考え方について、国民に更に分かりやすく説
明すべきである。

剰余金の一般会計繰入れと積立てとの配分について、基本的な考え方を国民
に更に分かりやすく説明すべきである。

4) エネルギー対策特別会計

歳出の水準を特定財源税収の水準に見合うものとするという「基本方針
2006」の方針に沿って、両者の乖離幅（平成 20 年度 201 億円）を一層圧縮す
るよう、平成 21 年度予算において歳出の削減を行うべきである。

毎年多額の不用が恒常的に生じているため、歳出予算のメリハリをつけるこ
とにより、不用額の縮小に努めるべきである。その上で、予算執行段階にお
ける節減努力はしっかりと行うべきである。

5) 国立高度専門医療センター特別会計

平成 22 年度に予定されている独立行政法人化に先立ち、研究開発の重点化、他の機関との重複排除や、自収自弁を原則とした病院経営の合理化により、業務運営を効率化し、一般会計からの繰入れを縮減すべきである。

6) 労働保険特別会計（雇用勘定（失業等給付））

失業等給付については、労使が負担する保険料と国庫負担により賄われているが、5.4 兆円もの積立金となる見込みであること、雇用失業情勢の状況、国家財政の状況等を勘案し、国費投入を行わないことを含めた見直しに取り組むべきである。

また、国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、雇用保険料引き下げ等へ向けた取組みを進めるべきである。（なお、生活対策（平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）に同趣旨の取組みについてセーフティネット機能の強化と併せて記載されたところ。）

積立金において、必要な額・水準の考え方、その妥当性などについて、国民に分かりやすく説明すべきである。

7) 労働保険特別会計（雇用勘定（雇用安定事業、能力開発事業））

雇用安定事業、能力開発事業については、無駄を指摘されている事業等も行われているところであり、雇用安定資金残高の状況を踏まえつつ、雇用対策を実施する必要性も勘案し、保険料率の水準について検討すべきである。

積立金（雇用安定資金）において、必要な額・水準の考え方、その妥当性などについて、国民に分かりやすく説明すべきである。

8) 船員保険特別会計

平成 21 年度中に予定されている特会廃止（一部、労働保険特会との統合）へ向け、事業の徹底した整理・合理化を進めるべきである。特に、(財)船員保険会に委託されている保養所等の経營業務について、保養所等施設の廃止・売却による事業自体の縮小や、事業の民間への移行を早急に行うべきである。また、大幅に増加している事務費を抑制すべきである。

9) 年金特別会計（児童手当勘定）

児童手当勘定について、1,200 億円もの積立金を有している理由及び剰余金が毎年増えている理由を国民の納得の得られる形で示すこと。また、多額の積立金を有している現状に鑑み、今後有効な少子化対策として、児童育成事業の充実を図りつつ、拠出金率（平成 20 年度：1000 分の 1.3）の適切な設定について、検討すべきである。

10) 年金特別会計（業務勘定）

業務勘定には 1.5 兆円もの資金が存在するが、国民からは、本来厚生年金勘定に繰り入れて活用すべき同資金が同勘定に置かれている理由が分かりにくいことから、きちんと説明を行うこと。また、同資金の運用益を活用して行われている特別保健福祉事業の必要性・成果についても検証すべきである。

業務勘定には人件費等の内部管理経費が含まれるが、同経費に関しては、日本年金機構に関する「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）に沿って職員数の削減を速やかに実現するなど、業務運営の更なる効率化・合理化による経費削減に努めるべきである。

11) 食料安定供給特別会計

米・麦の保管・運送等の管理に必要な経費については、更なる競争条件の導入等により引き続き削減に取り組むべきである。

調整資金については、最低限必要な水準を厳しく精査するとともに、国民に更に分かりやすく説明すべきである。

農業経営基盤強化措置特別会計（平成 19 年度に廃止）から引き継いだ積立金については、用途を限定して区分経理を行う必要性等について、国民に更に分かりやすく説明すべきである。

12) 農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

行政改革推進法により、平成 20 年度末までに検討することとされている、事業のあり方の見直しについては、着実に実施すべきである。また、この見直しに伴い、資金の効率的な活用を図るべきである。

また、今後とも、国庫負担のあり方を含め積立金の状況に応じた保険料・共済掛金等の見直しを適切に行うべきである。

13) 貿易再保険特別会計

貿易保険引受け業務のうち、民間企業が参入可能な分野については、協調保険の推進などにより、積極的に民間参入の促進を図るべきである。

14) 特許特別会計

特許審査の迅速化を図るに際し、先行技術文献調査の外注の拡大等、民間企業を活用することなどにより、コストの抑制・効率化を進めるべきである。

15) 社会資本整備事業特別会計

道路整備勘定からの公益法人向け支出等に関しては、「道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書」が決定され、道路関係公益法人に対する支出の必要性をゼロベースで見直し、平成 22 年度までに半減以上の削減を行うこと、広報広聴経費を平成 20 年度から平成 18 年度と比較して半減すること等が方針として定められている。この改革方針、さらにその後行われた改革論議における見直しの視点に基づき、国土交通省は、引き続き見直しの作業を先導すべきである。その際、特に、契約における実質的な競争性の確保・民間参入の促進の観点を重視すべきである。

治水事業、港湾事業、空港整備事業関係の公益法人向け支出については、見直しが遅れているので、道路関係公益法人に準じた取組みを行うべきである。

委託調査費、広報広聴経費については、公共事業を行う際に、直接必要なものを除き、原則として事業費からの支出は行わないことを前提とした上で、予算の執行管理が適切に行えるよう科目を明確化すべきである。

地方事務所等における支出手続を厳格化すべきである。本省等によるチェック機能の強化等、各組織における予算執行の管理の抜本的な強化を図るべきである。

「公共事業コスト構造改善プログラム」にのっとり、引き続き、工事コスト縮減など総合的なコスト構造改善に努めるべきである。

費用便益分析 (B/C) の考え方（例えば、数値の示す意味、事業が採択されることとなる基準）について、国民に更に分かりやすく説明すべきである。

個別事業の費用便益分析を一層厳格に行うべきである。費用便益分析の算定に用いる需要予測は最新のデータに基づくべきである。また、事後評価においては、予測と実績の比較を行い、大きな乖離が生じた場合には、要因分析を行い、需要予測の算出過程、算定根拠も含めその分析結果を公開するとともに、

必要に応じて需要予測手法の改善を行い、甘い需要予測を排除すべきである。

16) 自動車安全特別会計（自動車事故対策勘定）

事故対策勘定で行っている被害者対策等の事業に関し、その必要性について、他の医療・福祉等の政策との関係を含め、国民に更に分かりやすく説明すべきである。

かつての自動車ユーザーの負担による財源を活用し、現在そして将来の自動車ユーザーに起因する事故の被害者への対策事業を行うことの合理性について、国民に更に分かりやすく説明すべきである。

（3）特別会計の個別の支出

○ 登記特別会計

法務局の「乙号事務」について委託庁が今後も拡大していくことを踏まえ、民間事業者の参入を拡大・促進し、コストを縮減するための実効的な方策を講じるべきである。

○ エネルギー対策特別会計

原子力に関する広報・教育支援のための経費や、地方公共団体・公益法人による放射能のクロス調査などの委託・調査費の必要性について、効果を検証して見直しを行うべきである。

原子力発電所の立地に伴って地方公共団体に交付される交付金（電源立地地域対策交付金等）については、その使い方が一般国民に分かりやすいものとなるよう、更なる情報開示を行う等の透明性向上に取り組むとともに、地方公共団体に対する効率的・効果的な事業実施事例等の普及・啓発等を図るべきである。

省エネ・新エネ設備等導入支援については、これまでの施策の効果を十分に検証し、スクラップ・アンド・ビルドを行い、その結果を平成 21 年度予算に反映すべきである。

○ 労働保険特別会計（雇用勘定（雇用安定事業、能力開発事業））

（独）雇用・能力開発機構については、職業能力開発施設の設置・運営業務の必要性について評価を行い、法人自体の存廃について年内を目途に結論を得るべきである。

(独)雇用・能力開発機構の私のしごと館については、業務を廃止するとともに、施設は望ましい利用形態や売却先を検討すべきである。

国際労働関係事業、グローバル人材育成事業については、事業の効率的な実施を図る観点から、予算額を縮減すべきである。

労働保険特別会計には、使われていない宿舍等の遊休資産があるが、早急に売却すべきである。

○ 年金特別会計

社会保険オンラインシステムに関する経費は1,000億円超の多額に上り、また、特定の企業との随意契約が中心となっている。競争性の確保等により、支出を節減すべきである。

○ 自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）

自動車検査の高度化、検査場の検査機器の老朽更新など、新たに大きく支出するものに関しては、それぞれにかかる費用を精査し、支出の削減に取り組むべきである。

また、自動車検査登録業務については、民間の視点で事務を効率化し、業務取扱費の縮減を図るべきである。

（４）剰余金・積立金

特別会計の剰余金・積立金については、その水準が適正であるかどうかについて各方面から様々な指摘を受けているところである。当会議においても、合同ワーキングチームを開催するとともに、各ワーキングチームにおいても、特別会計所管府省から、

- ・ 剰余金についてはその処分のあり方、一般会計への繰入れの有無
- ・ 積立金については必要な水準や現在の水準の評価、今後更に積立てを行うことが必要かどうか、その場合の必要な額、保険事業を行っている特別会計については保険数理に基づく根拠

等についての説明を聴取するとともに、国民に説明を行うための資料の作成・提出を求めたところである（別添）。今後の予算編成過程で、各所管府省及び財政当局はこの資料も踏まえつつ、さらに議論を進めるとともに、より分かりやすい国民への説明・情報開示を行うべきである。

本件について、国民の理解を得るためには、透明性の確保を図る観点から、

剰余金の処分のあり方や積立金の必要な水準等について、根拠を示して定量的に説明することによって、オープンな検証を行い得る状態とすることが不可欠である。

例えば、

- ① 保険事業を行っている特別会計においては、想定するリスクの考え方、保険料率の算定根拠、保険料率見直しの時期等を合理的に説明すべきである。
- ② 将来の支出又は損失に備えたいわば引当金的な性格の積立金については、積立金を設ける必要性、必要な水準について合理的に説明すべきである。
- ③ 特定の収入（料金等）とこれに対応する特定の支出との時間差により生ずる剰余金については、剰余金と支出の対応関係、料金等のあり方を合理的に説明すべきである。

このため、今後とも、各府省が、こうした考え方を踏まえて、毎年度財政当局とともに十分検証するとともに、剰余金の処分のあり方や積立金の必要な水準等についての具体的な説明をウェブサイトに掲載し、毎年度数値をアップデートする等の方法によって、国民に対して更に分かりやすく説明し、国民の理解が得られるものとすべきである。

また、必要以上に多額の積立金が生じている特別会計においては、国債整理基金特別会計への繰入れや、一般会計から特別会計への繰入れの縮減、保険料収入がある場合は料率の引下げ等を検討すべきである。剰余金については、一般会計への繰入れや、一般会計から特別会計への繰入れの縮減等を検討すべきである。

なお、（２）の「特別会計ごとの課題」において指摘を行った事項については的確な見直しを図り、平成 21 年度予算等に反映させるべきである。

4. 行政コストの節減・効率化

(1) 行政コストの節減

公共事業、防衛装備品の調達、ODAのように、特に行政コストの見直しが求められている事項については、一層のコスト縮減を図り、これらの成果を各年度の予算に反映させるとともに、国民に分かりやすい形で説明すべきである。

① 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、各府省において、これまで「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（平成9年4月4日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定）等に基づき、工事コストの縮減に取り組んできたところである。平成15年度からは、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直すこと等を内容とする「公共事業コスト構造改革プログラム」に取り組み、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達の最適化等により、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減を図ることとし、現在その成果をとりまとめているところである。

また、本年5月には、民間企業の技術革新や調達の効率化によるコスト構造の改善や施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善等をも評価項目に加えた「公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して15%の総合コスト改善を図ることとしており、今後とも引き続き公共事業のコスト縮減に取り組むべきである。

② 防衛装備品の調達の見直し

航空機、弾薬をはじめとする防衛装備品の調達については、これまでも、防衛省内において改革が進められており、本年3月に総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書がとりまとめられたところである。今後とも平成23年度までの15%のコスト縮減等、当該報告書を踏まえ着実に改革を進めるべきである。また、中央での一括調達によってコスト低減が可能な装備品は、各機関が個別に行う地方調達から装備施設本部で行う中央調達に移行するなど、地方調達の見直しに引き続き取り組むべきである。

③ ODAのコストの縮減

ODA事業については、「基本方針2006」を踏まえ、徹底したコスト縮減を行うことが必要である。こうした中で、外務省は、本年4月に「ODAコスト

総合改善プログラム」を公表し、「施設案件事業について、平成 20 年度から 5 年間で、平成 19 年度の標準的なODA事業と比較して 15%程度の総合コスト縮減率を目指す」こととしているが、その具体的取組内容を国民に分かりやすい形で示すとともに、目標を上回るコスト縮減を目指すべきである。併せて、各年度における取組実績を公表するとともに、その結果を踏まえた取組方策の改善を図るべきである。

また、本年 3 月の総務省行政評価局の指摘にもあるように、外務省においては、事業の成果を評価する具体的数値目標が設定されていないことから、国内の類似の分野や国際機関における取組みを踏まえ、計測可能な数値目標を設定し、それに基づいた具体的検証を行う仕組みを確立することにより、一層の効率化を図るべきである。

(2) 行政経費の削減・行政の効率化

行政経費については、国、独立行政法人等、地方公共団体を問わず、削減に努め、行政の効率化を図るべきである。特に、調達案件については適正な価格の実現に努めるべきである。

① 広報経費・委託調査費

広報経費及び委託調査費については、これまでに各方面からの厳しい批判がある。広報経費では、道路の必要性を宣伝するミュージカル公演への支出のように、そもそもの必要性について国民から疑問が示され、無駄遣いと大きな批判を浴びているものがある。また、委託調査費では、事務・事業自体は必要であるとしても、競争性のない随意契約により公益法人に委託しているため、国民・民間の目線からみて多くの無駄を生み出している例が多く見受けられる。

こうした点を受けて、「平成 21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 20 年 7 月 29 日閣議了解。以下「平成 21 年度概算要求基準」という。）においては、広報経費及び委託調査費の必要性をゼロベースで見直すこととの方針が示されている。そこで当会議では、各府省に対し、広報経費及び委託調査費について、上記方針に従って結果を示すよう要請した。各府省はこうした取組を通じ広報経費及び委託調査費の削減に取り組むべきである。特に、特別会計の広報経費及び委託調査費については、必要性を精査し、国民が納得できるような説明が必要であり、一般会計以上に厳しい見直しを行うべきである。広報経費及び委託調査費のそれぞれについて政府全体の予算額

を前年度比 25%以上削減すべきである。

今後はPDCAサイクルの考え方を適用し、事前に目的と達成すべき目標を明らかにした上で個々の広報活動や調査・研究を行い、その効果を入念に検証した上で、結果を踏まえて予算要求を行うべきである。

各府省は、広報経費及び委託調査費について、支出先・内容・金額・明細・契約方式をホームページ等において公表すべきである。また、委託調査の結果がどのように政策の立案に活かされたのかを国民に示すために、原則として委託調査の成果物をホームページ等において公開すべきである。

② レクリエーション経費

マッサージチェア等の運動・健康器具の購入を含むレクリエーション経費の支出については、国民の理解を得られるものではない。各府省は既に平成 20 年度における執行を凍結しているが、平成 21 年度においても、レクリエーション経費を原則廃止すべきである。特殊な勤務環境下にある一部の自衛官等、真に必要な理由があり、レクリエーション経費を支出する場合には、国民の疑念を引き起こさないよう、その必要性について分かりやすく説明することが必要である。なお、平成 21 年度概算要求基準においても、レクリエーション経費の原則廃止の方針が示されている。

③ 随意契約の見直し

各府省は、随意契約について、各府省が策定した「随意契約見直し計画」に沿って競争性の高い契約方式に速やかに移行すべきである。この取組みの徹底を図るため、今年度中に移行せずに競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、移行予定年限、移行困難な理由等を公表すべきである。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行すべきであり、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすべきである。

競争性のある契約方式への移行が形の上だけのものにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保する必要がある。具体的には、

- ・ 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す
- ・ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める
- ・ 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める

- ・ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る
- ・ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する
- ・ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する

などの取組みを行うべきである。特に、一般競争入札や企画競争に移行したものの一者応札・応募となっている契約については、その徹底が必要である。このため、各府省は、一者応札・応募となった契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべきである。

総合評価方式による一般競争入札を実施する場合には、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する必要がある。

各府省は、これらの取組みを通じて実質的な競争性を確保し、コスト縮減に結びつけるべきである。

なお、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合には、具体的かつ詳細な理由を公表するなど、各府省において説明責任を十分果たすべきである。

(参考) 国が行う契約については、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されている場合など競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を除き、一般競争入札によることが原則とされている。

一般競争入札には、単に価格競争によるものと、研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについて価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式とがある。

一般競争入札によることが困難である場合には、企画競争（複数の者に企画書の提出を求め、その内容について審査を行う方法）又は公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保することとされている。

④ タクシー代

多額のタクシー代の支出は、行政による無駄遣いの分かりやすい例として、国民からの多くの批判を受けている。各府省は、国民の疑念を招かないよう、様々な方法により、タクシー代の支出の削減に努めなくてはならない。

特に、深夜帰宅時のタクシー使用については、

- ・ タクシーを使用する際には業務管理を行う責任者（上司）による事前承認を徹底するとともに、使用後のチェックを確実に実施し、使用の管理を厳格に行う
- ・ 24時半以降の使用に限定する、打刻を徹底するなど使用基準に基づく適正

化を図る

- ・ タクシーの使用理由、使用時間帯等を詳細に把握し、削減に向けて個々のタクシー使用の理由・必要性を精査するとともに、タクシー代の支出額等を定期的に公表することとし、タクシー使用の削減を促す仕組みを構築することにより、タクシーの使用が真に必要なものに限られるようにするべきである。また、一般会計職員のタクシー代を特別会計で支出することは見直すべきである。

そもそも、多額のタクシー代の支出は、多数の職員の深夜超過勤務が恒常化していることに原因がある。超過勤務縮減のため、国家公務員の仕事のあり方を見直し、業務の合理化・効率化に徹底して取り組むべきである。なお、超過勤務については、国会質問等への対応がその要因の一つと考えられるため、超過勤務縮減の観点から国会で議論がなされることを期待したい。

なお、タクシー代の縮減に向けたタクシーチケットの使用停止を試行している官庁においては、支出削減効果が見られる一方で、経理事務処理の増大等もあることから、こうしたメリット・デメリットを精査しつつ、引き続きタクシーチケットの取扱いについて検討を続けていくことが必要である。

以上のようなタクシー使用の適正化に取り組むことはもとより、様々な観点からタクシー代の一層の削減に取り組む必要がある。各府省がタクシー代の支出額の削減に取り組むことを前提に、政府全体のタクシー使用のための予算額を前年度比 25%以上削減すべきである。

⑤ 行政効率化推進計画

行政効率化については、関係省庁連絡会議（平成 16 年設置）の下で、各府省において行政効率化推進計画を作成して取り組みを進めてきており、これまでに一定の成果が挙がってきているものの、分野によっては、各府省の取組姿勢や成果にはばらつきが見られる。こうした取組みは、個々には金額は少なくとも、徹底した経費節減を図ることが、無駄削減の取組みに対する国民の理解を得る観点からも必要不可欠であり、各府省は、以下の各項目をはじめ、これまでの行政効率化の取組みの一層の徹底を図るべきである。

- ・ 現行の公用車の削減計画を着実に遂行するとともに、その対象となっていない業務用の車両についても、その必要性を厳格に見直す。
- ・ 事務用品の一括調達、合同庁舎単位での一括調達、調達事務の集約化、コピー機等の複数年度のリース契約等を一層推進し、公共調達のコスト削減を

図る。

- ・ 割引運賃及びパック商品の利用を徹底し、出張旅費の更なる節減を図るとともに、旅費等の内部管理業務の改革を推し進め、府省共通のシステム化を確実に実施する。
- ・ ＩＰ電話の導入拡大、電話料金・郵送料金の割引サービス等や電子文書交換システムの利用拡大による通信費・郵便費用の更なる削減を図る。
- ・ アウトソーシングについては、先進的な取組事例の各府省への拡大等、各府省における取組みを一層推進する。他方、アウトソーシングが却って非効率になる業務は職員自らが行う。
- ・ 国の印刷物等の広告媒体としての活用を拡大することにより、歳入の確保に努める。

⑥ 電子政府関係の効率化

「情報システムに係る政府調達の基本指針」（平成 19 年 3 月 1 日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）等に基づき、大規模システムの分離調達、調達仕様書の明確化等により、調達契約の競争性・透明性・公平性等を高め、開発・運用等経費の削減を図ることとなっている。各府省は、その指針に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図るべきである。また、調達仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるなど、業者の設定した仕様や価格に引きずられることなく、できる限り支出を節減すべきである。

⑦ 市場化テスト

公共サービス改革法に基づく市場化テストは、透明性・中立性・公正性を確保しつつ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが可能となるものである。各府省は、「統計調査」、「徴収」、「公物管理」、「施設・研修等」、「内部管理業務」等の分野について、民間事業者の創意工夫を最大限発揮させる観点から、複数年契約化、事業の包括化に留意しつつ、市場化テストの対象事業を積極的に選定すべきである。

5. 政策の棚卸し等

(1) 政策の棚卸しに関する基本的な考え方

3年以上継続している事業、会計検査院等から問題を指摘されている事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等について、必要性・有効性・効率性の視点からの見直しを行う必要がある。

各府省は、当会議の方針を受けて、概算要求段階で一定の政策の棚卸しを実施しているが、予算編成過程でこれを更に精査し、一層の見直しを進めるべきである。また、これに加え、下記に掲げる事項についても適切に見直しを行うべきである。

さらに、本年における作業に止まることなく、今後とも、各府省における毎年度の不断の努力が必要である。

なお、政策の棚卸しは、一般会計・特別会計を通じた取組みである。特別会計については、不要不急の事業が行われているのではないか、という批判や国民の受け止めも踏まえ、一層厳しく見直しに努めるべきである。

(2) 個別事項

○ 広報経費（内閣府）

広報経費を大幅に増額要求しているが、平成 21 年度概算要求基準において広報経費はゼロベースで見直すこととされており、政府の方針に沿って、広報経費を見直すべきである。

○ 地方財政審議会等（総務省等）

地方財政審議会等の審議会に関しては、その果たしている機能や審議のあり方、これに応じた報酬や勤務形態（常勤・非常勤）について、不断の見直しを行うべきである。

○ 人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページの作成・更新事業（法務省）

ホームページの更新が十分なされておらず、所期の広報効果が得られていない。発注者として、業務の履行状況、費用対効果について責任をもって点検するとともに、十分な効果が得られないのであれば同事業への支出をやめるべきである。

○ ODA事業（外務省）

無償資金協力事業については、国民の目の届きにくい海外における事業であることに加え、高コストとの指摘もあることから、これまでの予算の執行状況を十分に検証するとともに、一層の効率化を図るべきである。

○ （独）国際協力機構関連支出（外務省）

「基本方針 2006」等に基づき、人件費・事業費等の節減による徹底した効率化に努めるべきである。

その際、特に、ラスパイレス指数の縮減、国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合効果の発現については、これらによる縮減額を明確に示すべきである。

○ 総領事館（外務省）

他のG8諸国に比べ、我が国が全世界に設置している総領事館数は少ないが、いくつかの国においては多くの総領事館を設置している例もある。設置指標としている在留邦人数、日系企業数、査証発給件数等の定量的数値及びその他の要因を十分に勘案し、必要性が薄れてきているものについては廃止することとすべきである。

○ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用等に必要な経費、及びe-Tax利用者の増加に伴う申告書用紙の刷成費及び送付料等の削減について（財務省）

e-Taxについては、利用者サポート体制の整備等のため平成21年度に46億円の増額要求がなされているが、申告書用紙の作成・送付を含む事務の見直しによる削減効果(31億円)が投資に見合っていない。国民の利便性向上の効果も勘案しつつ、投資に見合うよう、削減額を更に拡大すべきである。

○ （独）日本学生支援機構の奨学金事業（文部科学省）

（独）日本学生支援機構による低利・長期の奨学金事業は教育政策上重要な役割を果たしているが、平成19年度末現在の延滞債権額が約2,200億円（うち返還期日がきているのは645億円）に上っており、このまま放置すると将来的な国民負担の大幅な増加が懸念される。そこで、人件費・事務費の削減を引き続き進めるとともに、延滞債権等の回収の民間委託や法的措置の強化など、延滞債権の回収強化策を講ずることにより、奨学金事業に対する一般会計からの負担を縮減するべきである。

また、現状では学生のほぼ3人に1人が受給しており、親の年収が相当程度高額である場合であっても貸与を受けられるという貸与基準^(注)について、貸与先の家庭状況の実態も踏まえ、早急に見直しの検討に着手すべきである。

(注) 貸与基準(有利子): 年収1,344万円以下【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
(無利子): 年収 998万円以下【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】

○ 各種モデル事業(文部科学省)

文部科学省が複数の学校や地域等を指定し、全国に普及させること等を目的として、全額国庫負担で実施している各種モデル事業については、費用対効果の観点から、事業を見直すとともに、対象箇所数の絞込みを行うべきである。

○ 義務教育関連支出(文部科学省)

学習指導要領の改訂による授業時数増への対応として非常勤講師(週40時間)1万人余りの増員要求が行われているが、

①「基本方針2006」において教職員の定数は「5年間で1万人減」とされていること

②児童生徒の数は減少しており、平成元年と比較して生徒1人当たりの教職員数は3割増となっていること

から、まずは事務の合理化など現在の体制の中で対応する工夫を検討すべきである。

教員の給与水準については、既に「基本方針2006」に沿って平成23年度までに優遇分(430億円相当)を縮減することとされており、教職調整額の見直しの検討も含め、同年度までに確実に実施するよう縮減を進めるべきである。

○ 中学校の武道場の整備(文部科学省)

我が国固有の伝統と文化を尊重するための中学校における武道の必修化の条件整備として、武道場の整備促進の新規要求が行われているが、限られた財政資金を有効に活用する観点から、既存の施設・設備の活用を含めた工夫も行うべきである。

○ 生活保護費(厚生労働省)

近年、生活保護費に関する不正受給の事例が頻発しているが、この背景には、地域によってバラバラな運用実態がある。適切な執行を行うためのチェック体

制作りをはじめ、抜本的な見直しを行うべきである。

○ 児童育成関係事業費（厚生労働省）

児童育成に係る事業には、多くのものがあるが、これらを整理しつつ支出の効率化を行うべきである。また、公益法人以外の団体も含め、広く公募等により事業実施団体を選定することを検討するなど、支出のあり方を見直すべきである。

○ こども未来基金（厚生労働省）

（財）こども未来財団が保有する「こども未来基金」（約 300 億円）については、その運用益による各事業の必要性自体について見直すべきである。

○ 医師臨床研修補助事業（厚生労働省）

臨床研修医の都市への集中の是正により、現下の医師不足問題に対応する観点から、臨床研修費等補助金の配分等について工夫すべきである。

○ 勤労者退職金共済機構運営費交付金（厚生労働省）

（独）勤労者退職金共済機構が行っている中小企業向けの退職金共済制度には、運営費交付金が交付されているが、運営の効率化を図り、運営費交付金は縮減すべきである。

○ 雇用安定事業、能力開発事業、社会復帰促進等事業（厚生労働省）

雇用安定事業、能力開発事業、社会復帰促進等事業については、個別事業の実施状況や効果をよく精査して、必要性の低い事業は廃止し、費用対効果の悪い事業は廃止又は縮減するべきである。

特に、各事業の中には、講習会の一回開催当たりの経費や相談一回当たりの経費が高いものがあつた。厚生労働省が行っている評価制度において、必要性等のほか効率性の観点から、しっかりとした評価を行い、早急に対応を実施すべきである。

○ 水土里情報利活用促進事業（農林水産省）

農地や水利施設等に関する地図情報のデータベースを整備する水土里情報利活用促進事業については、必要な事業費が多額に上っている。本事業を行う

ことでどれだけ農地が集約されるか等の費用対効果の分析結果や、本事業を全国一律に隅々まで行う必要性を、国民に分かりやすく説明する必要がある。併せて事業内容を徹底的に精査し、事業の縮減等をするべきである。

○ 農業農村整備事業（農林水産省）

農業農村整備事業については、最近の傾向として、予算額に比して不用の割合が高まってきていることに鑑み、精査の上で、事業費の縮減等をするべきである。

○ 環境・エネルギー関連事業（経済産業省・文部科学省・環境省等）

「環境（特に地球温暖化対策）」や「エネルギー」関連など、多くの府省が要求する予算については、各関係府省及び財務省において、他の関係府省の事業との重複など無駄がないか、しっかりとチェックを行うべきである。

○ 空港周辺地域振興交付金（仮称）（国土交通省）

空港整備については、これまでの需要予測の甘さから利用度の低い空港整備につながってきたのではないかと批判がある。そうしたなか、空港周辺の地域振興のため、同交付金が新規要求されているが、国民目線でみて、特別会計（空港整備勘定）の趣旨に沿っているとはいえない。地域振興のあり方については、空港整備とは別途の政策として検討すべきであり、安易な追加的支出は避けるべきである。

○ 下水道事業（国土交通省）

下水道事業については、的確な需要予測と、予測が外れた場合の計画の迅速な修正が必要である。事業の実施主体である地方公共団体への補助金交付決定の判断に当たっては、その地域の人口をはじめ社会経済情勢の変化を踏まえた厳正な費用便益分析がなされていることが必要である。こうした観点から、最新のデータを用いた的確な需要予測に基づく事業の見直しを加速すべく、地方公共団体に強く働きかけるべきである。

○ ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト（国土交通省）

個々の事業が日本への観光客を増加させることにどの程度寄与したのかについて、訪日旅客のうち成果として評価すべき範囲を明らかにした上で、定量

的に評価・分析し、その結果を踏まえて、今後の事業に反映させるとともに、公表を行っていくべきである。また、地方における観光振興への国の財政支援については、国の果たす役割を明確化・重点化したうえで、真に必要なものに限定すべきであり、対象とする事業内容等の基準を明確に定めるべきである。

○ 調査・研究の委託（国土交通省）

調査・研究の委託に関しては、ゼロベースで見直して縮減するとともに、組織の中にノウハウが蓄積されるような形で委託を行うべきである。また、委託調査等の成果が国民に還元されるよう、これまで発注された調査の成果物及びその活用状況について、ホームページに公表し、国民に対し説明責任を果たすべきである。

さらに、委託調査等が個別工事等の事業費から支出されるなど、支出の実態が分かりにくいことから、予算の執行管理が適切に行えるよう、早期に明確な科目の区分を行うべきである。広報広聴経費等についても同様の措置をとるべきである。

○ 地球温暖化防止関係広報予算（環境省）

地球温暖化防止関係広報予算について、費用対効果を検証して見直しを行うべきである。

○ 基地周辺対策事業（防衛省）

防衛施設周辺の住宅防音事業等を行う基地周辺対策事業については、平成 19 年度、平成 20 年度に行った事業採択及び補助率の見直し等を着実に予算に反映させるとともに、「基本方針 2006」等に則り、着実に基地周辺対策の見直しを進めていくべきである。

○ 借料（防衛省）

在日米軍等の施設として提供される土地の借料については、昨今の土地の評価額の動向が適切に反映されるよう、引き続き検討を進めるとともに、その額の適正さについて、広く国民に分かりやすく説明をするべきである。

○ 多額の不用が発生した事業

厚生労働省の「がん対策推進特別事業」、農林水産省の「企業等農業参入支

援推進事業」など、多額の不用が発生した事業については、精査の上で、事業の廃止・予算額の縮減等をするべきである。

○ 公共事業

公共事業については、個別に指摘した事項にとどまらず、社会資本の整備の状況、人口減少社会の到来、危機的な財政事情等を踏まえ、真に必要な事業への一層の重点化、更なるコスト縮減等による効率化を、引き続き図るべきである。

その際、需要予測、費用対効果の事前・事後の検証と、その公表による国民に対する説明責任の明確化が不可欠である。

6. 各府省における自律的な取組体制の確立

(1) 自律的なムダ・ゼロへの取組体制を構築する必要性

今般、当会議が、行政支出全般について無駄がないか点検を行ったが、本来であれば、外部からの指摘を受けて見直しを行うのではなく、予算執行の責任を有する各府省自らが意識を持って自律的に無駄の削減に取り組むべきものである。

行政の無駄がなくなる背景としては、

- ① 無駄削減に対する一人一人の職員の意識・インセンティブが乏しい
- ② 実際の執行状況を確認し、その上で予算要求を行うことが不十分
- ③ 予算の執行状況に関する情報公開が進んでいない

といった問題があると考えている。

以上の点を踏まえ、各府省が自ら無駄の削減に取り組み、その状況を公表する体制を整備することが必要不可欠である。なお、その際には、府省ごとに予算執行の状況や組織体制が異なることに留意し、各府省が最適な体制を整備する必要がある。

(2) 職員の意識改革

① 人事評価への反映

来年度から施行予定の人事評価制度において、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組みも職員の評価に反映されることとするべきである。また、これを職員に周知し、職員の意識改革を行うべきである。

具体的には、各府省は、新たな人事評価を行うに当たり、能力評価において、無駄削減の観点をも的確に評価するとともに、業績評価においても、特に予算の編成・執行に関連している職員については、無駄削減のための具体的取組を業績目標として定め、評価を行うべきである。

② 職員からの提言募集や研修等による意識の醸成

無駄の削減には職員一人一人の意識が極めて重要であり、無駄削減・コスト意識の醸成のための取組みを実施する必要がある。

i) 職員からの提言の募集

職員から無駄の削減に関する提案や論文等の提出を求めることにより、予算の効率的な執行へ向けて意識を高めていくことが考えられる。

ii) 研修等の実施

予算の執行業務を担当している職員を中心に、無駄の削減やコストを意識して業務に取り組むよう、研修等を充実させ、予算の執行を担う職責の重要性を認識させる必要がある。

また、既存の研修制度に、効率的な予算執行、無駄の削減への取組みに対する教育を組み込むべきである。

この他にも、担当プロジェクトチームメンバーを中心に勉強会を実施するなど新たな取組みを開始することも考えられる。

(3) 各府省における担当プロジェクトチームの設置等の具体的な取組内容

① 各府省における取組体制の整備

各府省においては、無駄の削減に取り組む責任者・担当者を定めるとともに、関係者が連携・協力できる体制（以下「担当プロジェクトチーム」という。）を構築すべきである。その際には、府省内の各部局や地方支分部局等にまで浸透するような体制とする必要がある。

具体的な組織体制の詳細については、予算の執行状況、組織体制等を考慮した上で、各府省の判断で整備すべきであるが、当会議で考える体制のイメージは別紙2のとおりである。

行政に対する国民の信頼を回復するためには、緊急に自律的な取組体制を整備する必要があり、平成 21 年 1 月末までに、指摘内容に沿って適切な形で担当プロジェクトチームを構築し、その姿を公表すべきである。

② 目標の設定

自律的な取組みをPDCAサイクルに基づいて行うためにも、まずは、担当プロジェクトチームの責任者が、新年度が始まる前に、翌年度に取り組むべき目標を設定すべきである。

また、PDCAサイクルが組織全体として機能するよう、局・課・個人のそれぞれの段階に目標を展開すべきである。

③ 執行状況の確認等に関する事項

予算の執行状況を調査・把握することは、無駄を発見するための基本的な作業であり、担当プロジェクトチームを活用した取組みの強化が必要不可欠であ

る。その方法は様々であるが、当会議で有効と考えられる方法として以下のよう
なものが挙げられる。

i) 契約内容の的確な把握等

様々な無駄遣いが見過ごされていた原因の一つとして、予算要求の担当者が、
予算の執行の状況を把握していなかったことが挙げられることから、各府省の
予算要求担当者は、例えば、一定額以上の契約に関しては、a) 契約の相手方、
b) 契約形態、c) 契約の対象となる物品の購入又は役務の提供、d) 成果物等につ
いて、報告を受け、適切な契約内容となっているか、競争性が十分に確保され
るなど効率的な取組みがなされているか、といった観点から検証を行う必要があ
る。

ii) 予算執行調査等の拡充・強化

現在財務省で実施している予算執行調査を、各府省においても実施し、その
成果を予算要求に反映させるべきである。

iii) 職員や国民からの意見・情報に基づく調査の実施

当会議で開設した「ムダ・ゼロ 110 番」等の取組みを参考に、無駄を実際に
感じている職員や国民の意見・情報を幅広く受け付け、これに基づく調査を
実施すべきである。

vi) 会計検査院からの意見等への対応

会計検査院からの意見、行政評価・監視結果に基づく勧告、行政支出総点
検会議からの指摘等の外部機関からの無駄遣いの指摘については、各府省は
当然に速やかに改善措置を講ずる必要がある。

また、各府省は、他の府省に対する指摘についても、同様の問題がないか
点検し、改善する必要がある。

④ 執行状況の予算要求への反映

各府省は、把握した執行状況を踏まえて個々の予算要求を行うべきである。
その際、個々の予算要求に当たっても、執行関係資料の添付など執行状況を踏
まえるための具体的な対応策を講じるべきである。また、執行状況をどのよう
に予算要求に反映させたのかを明確にするべきである。

財政当局は、執行状況を踏まえた上で、予算編成作業を行うべきである。

⑤ 取組状況等の公表

組織全体のみならず職員一人一人が無駄の削減へ緊張感をもって取り組み、また、その取組意欲を継続するためには、その結果を国民に広く明らかにし、透明性を高めることが重要である。

具体的には、担当プロジェクトチームを中心とした取組体制で実施する執行状況の把握、執行調査、執行を踏まえた予算要求の内容等についてホームページ等において公表すべきである。

⑥ 有識者による取組状況のチェック

各府省は、目標の設定や予算の執行状況の調査・把握等の担当プロジェクトチーム等の無駄の削減のための取組みについて、既存の政策評価に関する会議を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設けるべきである。

また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、各府省の政策評価に係る取組みを報告し、意見聴取等を行うべきである。

なお、個別の契約のあり方等については、既存の入札等監視委員会等の活用を図ることも考えられる。

(4) その他

各府省の取組みや執行状況をチェックする既存の仕組みについて、その機能を充実強化していくことも、予算執行の適正化の観点から重要である。こうしたチェックの仕組みとして、

- ・ 財務省は、予算編成過程を通じ、各府省が提出する執行状況を踏まえた査定等を実施するとともに、現在実施している予算執行調査を強化し、各府省と連携・協力しつつ、無駄の削減に向けた取組みを行う必要がある。
- ・ 各府省は、自ら所管する政策について、必要性、有効性、効率性等の観点から政策評価を行い、その結果を政策の企画立案や実施に役立てており、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組みを強化すべきである。
- ・ 総務省は、政策評価が無駄の削減に一層資するようその取組みを強化するなど、政策評価、行政評価・監視の充実・強化に向けて取り組むべきである。自律的な無駄削減への取組みは、国だけでなく独立行政法人等においても行

われるべきであり、各府省は、同様の取組みを実施するよう、所管する独立行政法人等へ要請すべきである。

7. おわりに

行政の無駄をなくすことの必要性はこれまでも各方面から指摘されており、各府省において一定の取組みがなされてきた。しかしながら、今なお国民は、行政の無駄について疑念を持っている。行政支出の無駄をなくし、国民の信頼を確かなものとするとは、国民に対して誇りを持って行政サービスを提供できる環境を整えることとなる。これは、各府省にとって共通かつ喫緊の課題である。

今般、ここに行政支出総点検会議として、行政の無駄を削減するとの観点から各府省の支出に対する指摘事項を取りまとめた。各府省は、この指摘を踏まえ平成 21 年度予算に反映するべく作業を進めてもらいたい。

ただし、行政の支出を点検する取組みは、これで終わるわけではない。当会議の指摘は、今後の行政の無駄をなくす取組みの第一歩である。各府省は、今後、無駄をなくしていくために不断の努力を続けていくことが重要であり、各大臣が先頭に立って自律的に無駄の削減に取り組む体制を確立することが求められる。

その際、職員一人一人の意識改革を進めていくことが求められる。今日、時代はライフスタイルも含め大きく変化している。そうした時代には、仕事の進め方について、そもそもの発想から変えていくことが必要であろう。また、無駄の削減に際しては、役所の論理ではなく、国民の目線で点検を行っていくことが重要であり、各職員は、行政官としてのミッションを再認識しつつ、現状に対する危機意識や節約意識を醸成していくことが求められる。成功事例の共有と失敗例を学ぶ活動も重要である。仕事に対する発想を変え、効率化により予算を残す勇気を持つことも必要であろう。

各府省はまた、行政の透明性を高め、国民に対する説明責任を果たすべきである。国民は透明化を求めている。専門知識がない人にも各府省の業務内容がわかるようにしていくことが重要である。各府省は、国民の理解を得られるよう業務内容のディスクロージャーを行い、当会議に対して行った説明を、広く社会にも説明していくことが求められる。業務内容をステークホルダーである国民に分かりやすく見せることで国民による行政に対するガバナンスも働くようになる。そうした仕組みを作っていくことが求められている。

各府省は、当会議の指摘を、単に予算を削減するだけでなく、それぞれの組織

や仕事の進め方を見直すきっかけとしてほしい。その上で、ムダ・ゼロに向けての不断の努力を積み重ね、我が国の戦略にふさわしい予算とすることにより、国民に信頼される政府が実現することを願っている。

(別紙 1)

公益法人への支出についての当会議の指摘事項に関する主な事例

1 支出の必要性、有効性、効率性の観点から、事務事業を廃止・縮小すべきもの

○ (財)海洋架橋・橋梁調査会 (国土交通省)

同調査会が管理運営している「橋の科学館」に関しては、本四架橋が整備された当時は国民の理解を得るための広報施設として一定の役割を果たしていたとしても、現時点においてはその必要性及び効果を改めて見直すことが必要である。広報活動への支出全般が厳しく見直されているなか、特殊会社・本州四国連絡高速道路(株)から当財団への多額の費用の投入は早急に取り止め、運営方式の抜本的見直しを図るべきである。

なお、このほかにも、広報・体験等の施設を、例えば、(財)科学技術広報財団、(財)日本環境協会等の公益法人が管理・運営している事業が散見されるため、そのすべてに関し、支出の必要性、有効性、効率性の観点からの点検が必要である。

2 競争性のない随意契約により行われていた公益法人への支出を改め、競争性のある契約方式に移行する必要があるもの

○ (財)雇用振興協会 (厚生労働省)

雇用促進住宅の管理業務は、(独)雇用・能力開発機構から(財)雇用振興協会へこれまで発注されてきた。平成 19 年度までは、随意契約であったが、平成 20 年度(247 億円)は全国を 7 ブロックとする企画競争入札へ移行したものの、依然として同協会が受託している。

雇用促進住宅の管理業務については、コスト縮減を図るため、民間企業が広く競争入札に参加できるようにするべきである。具体的には、一般競争入札に移行するとともに、地域や事業を適切な単位に設定することなど、発注の仕方の工夫をするべきである。

○ (財)住宅管理協会 (国土交通省) ((独)都市再生機構からの支出)

(独)都市再生機構（UR）から同協会に対しては、URの賃貸住宅の住宅管理業務等に関し、平成18年度に、117億円が競争性のない随意契約により支出されている。公的な枠組みで造られた大規模な住宅の管理を、公益法人が独占的に受託する構図は不透明である。民間企業の事業機会を結果として排除しており、経済活性化の観点からも不適切である。住宅の管理業務については、早期に、競争性の高い契約方式に全面移行し、手続きの透明性を高め、コスト縮減を図るべきである。

競争性の高い契約形態への移行については、居住者の利益に資することについて十分な説明に努めつつ、平成21年度の試行実施、平成22年度の本格実施との予定をできる限り前倒し、順次移行させるべきである。

また、公益法人を含むURの関係法人に対しては、URから、平成18年度に、総額686億円が、随意契約により支出されている。URには繰越欠損金が生じている一方、こうした取引の結果等により、これら関係法人の一部には利益が蓄積している状況にある。

日本総合住生活(株)の剰余金等をはじめとして、これまでファミリー企業（関連法人）に蓄積した剰余金や積立金については、国の寄与分を国民全体へ還元する観点から、URへの金銭の寄付等について、株主等の利害関係者の同意を得るなど調整しつつ、スケジュールを明示して早急に進めるべきである。

このほか、(財)船員保険会、(財)労災保険情報センター、(財)労災年金福祉協会、(財)日本中央競馬会弘済会、(財)公園緑地管理財団等が受託している事業についても、速やかに一般競争入札、市場化テスト等に移行すべきである。また、積極的な民間参入の促進や他機関との統合等によりコスト縮減につなげるべきである。

3 競争性のある契約形態であるにもかかわらず、実質的な競争性が確保されておらず、競争性を高めるよう具体的な取組みが必要なもの

○ (財)民事法務協会（法務省）

法務局の登記事項証明書の交付等の業務、いわゆる「乙号事務」に関して、市場化テストによる一般競争入札が行われているが、これまでに乙号事務のオペレータ業務の多くを随意契約で受託してきた同協会がほぼ一手に落札して

いる。一般競争入札（総合評価方式）において現行の受託者が過度に有利になっている可能性があるため、本年末に判明する平成 21 年度分の入札結果も踏まえ、他の民間事業者の参入が促進され十分に実質的な競争性が確保されるよう、入札参加資格や評価の基準等について改善策を講じるべきである。

○ （社）国際交流サービス協会（外務省）

在外公館派遣員業務については、公募を導入しているものの、一者応札となっていることを踏まえ、入札の公告期間の延長、公募や入札の参加資格の見直し等の実質的な意味での競争性を確保し得る発注を行い、民間参入を拡大することなどにより、コストの縮減に結びつけるよう見直すべきである。

また、派遣員の赴任・帰朝にあたって、一律にビジネスクラス利用としている取扱いを見直すべきである。

○ 建設弘済会 8 法人（国土交通省）

地方整備局等においては、競争性のない随意契約により建設弘済会等が受託していた事業について、平成 19 年度以降、企画競争や総合評価方式に移行するとともに、平成 20 年度以降は、参加可能な業者が 10 者以上あることを確認してから発注するなどの取組みを行っているが、一者応札・応募が多く、実質的な競争性が確保されていない状況にある。

このような事態となった要因を分析するとともに、①参加資格の見直し、②効果的な単位での発注、③公告期間の延長、④公告から契約までの準備期間の確保などの具体的な取組みを行い、民間の参入を促すとともに、コストの縮減に結びつけるべきである。

（財）公正取引協会、（財）日本特許情報機構、（財）公共用地補償機構、（財）ダム水源地環境整備センター、（財）リバーフロント整備センター、（財）沿岸技術研究センター、（財）港湾空間高度化環境研究センター、（財）港湾空港建設技術サービスセンター、（社）日本港湾協会、（財）防衛弘済会等が受託している事業についても、同様の見直しを行うべきである。

4 その他

○ （財）空港環境整備協会（国土交通省）

同協会は、国有地において駐車場事業を行い、その収益を財源に空港周辺環

境対策及び空港・地域共生対策を行っている。同協会が国有地の使用許可を受け事業を行っていることに関して、透明性・効率性の向上の観点から、事務・事業のあり方について、見直しの方向で検討を行うべきである。

(別紙2)

各府省で構築する体制のイメージ

1. 名 称

担当プロジェクトチームの名称としては以下のようなものが考えられる。

- ① ○○省支出総点検担当室
- ② ○○省無駄削減プロジェクトチーム
- ③ ○○省業務品質点検担当チーム 等

(※) 担当プロジェクトチームについては各府省の訓令等で明確に位置付けるものとする。

2. 構成員

担当プロジェクトチームは、以下のような者により構成することが考えられる。

室長（総括責任者） 官房長

次長（副総括責任者） 会計課長、人事課長及び政策評価担当課長

室員（各局等責任者） 各局等総務課長及び各地方○○局総務部長

室員（担当者（必須）） 会計課、人事課、政策評価担当課及び各局等総務課の
官・補佐クラス、地方○○局会計課長（必須メンバー）

室員（担当者（任意）） 各局各課、地方○○局の職員から指名する者

(※1) 併任辞令を発出するなど、室員の位置付けを明確にし、責任感を醸成する。

(※2) 担当プロジェクトチームのメンバーとして、必要に応じ、外部の専門家を加えることも考えられる。

3. 業 務

担当プロジェクトチームの業務は、以下のとおりとすることが考えられる。

- ① 目標の設定
- ② 職員研修等の実施
- ③ 契約内容の把握等
- ④ 予算執行調査の実施等
- ⑤ 会計検査院からの意見等への対応
- ⑥ 執行状況の予算要求への反映
- ⑦ 取組状況等の公表
- ⑧ 有識者からの意見聴取

(※) その他の内容である人事評価への反映、政策評価との連携等については、室のメンバーである各担当課が中心に対応し、必要に応じ、その取組状況を報告する。

行政支出総点検会議指摘事項の概要 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～

1. はじめに

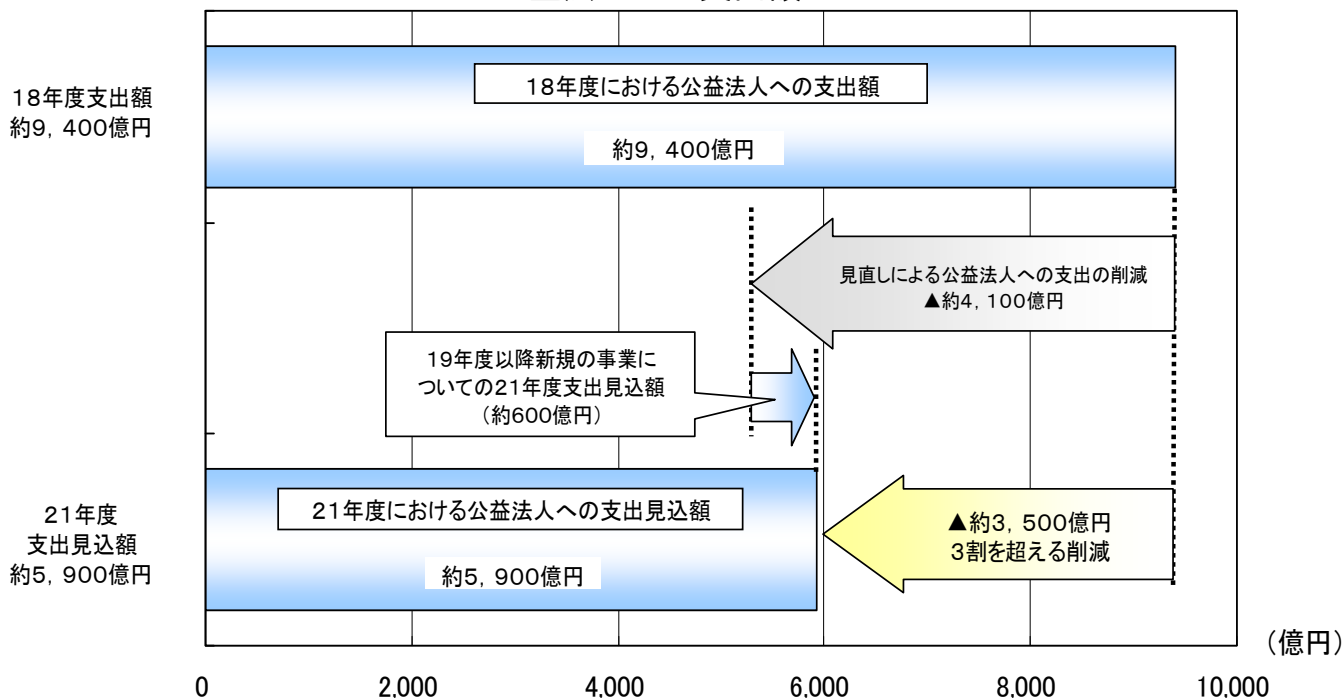
- 選択と集中により強い日本をつくることが求められている
- 当会議からの指摘を十分に踏まえた平成21年度予算となることを期待
- 各府省は、自律的に無駄の削減に取り組み、成果を国民に示すことが必要

2. 公益法人への支出

- ① 事務事業の廃止・縮小
- ② 競争性のある契約方式への移行
- ③ 公益法人への委託等の見直し

により、平成18年度支出額約9,400億円を平成21年度支出見込額約5,900億円に約37%削減

公益法人への支出額



公益法人への支出の削減の主な事例①（文部科学省）

（財）大学基準協会等に委託していた「大学評価研究委託事業」（大学等の認証評価に関する評価基準、評価方法の調査研究を行うもの）について、一定程度の調査研究の成果の蓄積がなされたことから、当該事業を廃止

公益法人への支出の削減の主な事例②（国土交通省）

（財）関西文化学術研究都市推進機構が随意契約で一括して受託していた調査研究業務について、政策の企画立案の一環として行うべきものは委託を廃止して国が直接実施し、引き続き委託する調査研究については、企画競争に移行し、民間のシンクタンクが受注

- 各府省は、平成21年度の公益法人への支出実績をホームページ等で公表
- その他、公益法人への支出について、個別に指摘し、速やかに更なる見直しを行うよう、各府省に求めているところ

3. 特別会計の支出

- 特別会計については、これまでも統廃合を行う等の改革を実施
- 依然として、固有の歳入があり予算査定が甘くなりがちで、不要不急の事業が行われているのではないかと批判や国民の受け止めを踏まえ、特別会計の支出を点検
- 各特別会計ごとに見直しを図るべき課題を指摘し、的確な見直しを求める

特別会計ごとの課題の例（労働保険特別会計 雇用勘定（失業等給付））

- ・ 失業等給付については、労使が負担する保険料と国庫負担により賄われているが、5.4兆円もの積立金となる見込みであること、雇用失業情勢の状況、国家財政の状況等を勘案し、国費投入を行わないことを含めた見直しに取り組むべき
- ・ 国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、雇用保険料引き下げ等へ向けた取組みを進めるべき（生活対策に同趣旨の取組みについてセーフティネット機能の強化と併せて記載されたところ）

- 個別具体的な支出についても指摘

特別会計からの支出についての指摘の例①（エネルギー対策特別会計）

原子力発電所の立地に伴って地方公共団体に交付される交付金（電源立地地域対策交付金等）について、その使い方が一般国民に分かりやすいものとなるよう、透明性の向上に取り組むとともに、地方公共団体に対する効率的・効果的な事業実施事例等の普及・啓発等を図るべき

特別会計からの支出についての指摘の例②

（労働保険特別会計（雇用勘定（雇用安定事業、能力開発事業））

（独）雇用・能力開発機構の私のしごと館については、業務を廃止するとともに、施設は望ましい利用形態や売却先を検討すべき

- 特別会計の剰余金・積立金については、剰余金の処分のあり方や積立金の必要な水準等について根拠を示した定量的な説明が不可欠なため、分かりやすい資料の作成・提出を求め、公表
今後も、各府省が、国民に対して分かりやすく説明し、国民の理解が得られるものとするべき

4. 行政コストの節減・効率化

行政コストの節減

- 公共事業 → 「公共事業コスト構造改善プログラム」（平成20年度から5年間で平成19年度比15%の総合コスト縮減）に沿った取組み
- 防衛装備品 → 「総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書」（平成23年度までに15%のコスト縮減）を踏まえた取組み
- ODA → 「ODAコスト総合改善プログラム」（平成20年度から5年間で平成19年度比15%の総合コスト縮減）に沿った取組み

行政経費の削減・行政の効率化

- 広報経費・委託調査費 → 必要性をゼロベースで見直し、平成20年度比25%以上削減
- レクリエーション経費 → 平成20年度における執行は凍結し、平成21年度は原則廃止
- 随意契約の見直し → 競争性の高い契約方式への移行と実質的な競争性の確保
- タクシー代 → 事前承認・事後確認の徹底、業務の効率化等を図り、平成20年度比25%以上削減
- ※ 併せて、広報経費・委託調査費の支出先等、競争契約へ移行困難な理由等、タクシー代の支出額等を公表することとし、透明性を向上
- 行政効率化推進計画（公用車の削減等）、電子政府関係の効率化（大規模システムの分離調達等）、市場化テスト等についても一層の推進

5. 政策の棚卸し等

- 3年以上継続している事業、会計検査院等から問題を指摘されている事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等について、必要性・有効性・効率性の視点から見直し
- 各府省は、概算要求段階で一定の政策の棚卸しを実施しているが、予算編成過程で更に精査し、一層の見直しを進めるべき
- 今後も、各府省における毎年度の不断の努力が必要

見直しが必要な政策の具体例①（（独）日本学生支援機構の奨学金事業（文部科学省））

延滞債権（平成19年度末 約2,200億円）等の回収の民間委託や法的措置の強化など、延滞債権の回収強化策等を講ずることにより、一般会計からの負担を縮減するとともに、貸与基準の見直しの検討に着手すべき

見直しが必要な政策の具体例②（下水道事業（国土交通省））

地域の人口をはじめ社会経済情勢の変化を踏まえた的確な需要予測に基づく事業の見直しを加速すべく、地方公共団体に強く働きかけるべき

6. 各府省における自律的な取組体制の確立

- 本来であれば、外部からの指摘を受けて見直しを行うのではなく、各府省自らが自律的に無駄の削減に取り組むべき
- 行政の無駄がなくなる背景
 - ① 一人一人の職員の意識・インセンティブが乏しい
 - ② 実際の執行状況を確認し、その上で予算要求を行うことが不十分
 - ③ 予算の執行状況に関する情報公開が進んでいない

取組体制の概要

各府省

- 担当PTの設置（平成21年1月末まで）
- 目標の設定
- 予算の執行状況の確認
 - ・ 契約内容等の把握
 - ・ 予算執行調査の強化
 - ・ 会計検査院からの意見等への対応
- ◎ 執行状況を把握し、それを踏まえた予算要求
- ◎ 職員の意識改革
 - ・ 人事評価への反映
 - ・ 研修の充実等による意識の醸成

外部のチェック

- ◎ 取組状況の公表
- 有識者による取組状況のチェック
- 【財務省】
 - 執行状況を踏まえた予算査定等
- 【総務省】
 - 政策評価・独立行政法人評価委員会でのチェック等



7. おわりに

- 行政支出の無駄をなくし、国民の信頼を確かなものとするにより、誇りを持って行政サービスを提供できる環境を整えるべき
- 成功事例の共有と失敗例を学ぶ活動も重要
- 仕事に対する発想を変え、効率化により予算を残す勇気を持つことも必要
- ムダ・ゼロに向けて不断の努力を積み重ね、我が国の戦略にふさわしい予算とすることにより、国民に信頼される政府の実現を期待

(参考2)

行政支出総点検会議名簿

	あきいけ 秋池	れいこ 玲子	ホストコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
○	おおつか 大塚	むねはる 宗春	早稲田大学商学学術院教授
	おおと 大戸	たけもと 武元	株式会社ニチレイ相談役
	おばた 小幡	じゅんこ 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	かじかわ 梶川	とおる 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
	しま 鳶	のぶひこ 信彦	ジャーナリスト
	とみた 富田	としき 俊基	中央大学法学部教授
	ひがしこくばる 東国原	ひでお 英夫	宮崎県知事
◎	もぎ 茂木	ゆうざぶろう 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO
	わたなべ 渡辺	さちこ 幸子	多摩市長

※ ◎は座長、○は座長代理

※ 五十音順・敬称略

(参考3)

審議経過

第1回(8月7日)

○今後の会議の運営・進め方について

第2回(8月27日)

○ワーキングチーム(WT)の設置について

○国の歳出について

○特別会計について

○公益法人への支出の無駄の集中点検について

○ムダゼロに取り組む際の視点

第3回(9月16日)

○無駄ゼロに取り組む際の視点

○国民からの意見聴取について

○平成21年度概算要求への反映状況の報告

第4回(10月13日)

○各WTにおけるこれまでの議論についての中間報告

第5回(11月5日)

○各WTにおけるこれまでの議論についての追加報告

○これまでの議論等を踏まえた論点について

○行政効率化推進計画の取組状況について

第6回(11月21日)

○指摘事項素案について

第7回(12月1日)

○指摘事項とりまとめ

(参考 4)

ワーキングチームの構成について

1. 各WTの構成

第1WT 主 査 富田委員
副主査 秋池委員、東国原委員

(担当省庁：人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、国土交通省)

第2WT 主 査 大塚委員
副主査 小幡委員、渡辺委員

(担当省庁：厚生労働省、農林水産省、防衛省、警察庁、金融庁)

第3WT 主 査 大戸委員
副主査 梶川委員、鳶委員

(担当省庁：外務省、文部科学省、経済産業省、環境省、宮内庁、公正取引委員会)

※ 座長を含め、どの委員もできる限り他のWTに出席するものとする。

2. 専門委員の参集

(1) WTにおいて効果的・効率的に点検を行うため、以下の専門委員を指名し、参集を求めることとする。

○赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

○國枝 繁樹 一橋大学国際・公共政策大学院准教授

○土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部准教授

○藤原 清明 (社)日本経済団体連合会経済第一本部長

(2) 専門委員は、個別のWTに属するものではなく、全てのWT会合に出席し、意見を述べるができるものとする。

(参考5)

ワーキングチーム審議経過

1. 第1WT

第1回 (9月19日)	○人事院、内閣府及び法務省からの説明・意見交換
第2回 (9月29日)	○国土交通省からの説明・意見交換（第1回）
第3回 (10月14日)	○国土交通省からの説明・意見交換（第2回）
第4回 (10月20日)	○総務省及び財務省からの説明・意見交換

2. 第2WT

第1回 (9月17日)	○農林水産省からの説明・意見交換
第2回 (9月26日)	○金融庁、警察庁及び厚生労働省からの説明・意見交換
第3回 (10月2日)	○防衛省及び厚生労働省からの説明・意見交換
第4回 (10月20日)	○厚生労働省、農林水産省及び防衛省からの再説明・意見交換

3. 第3WT

第1回 (9月12日)	○宮内庁、公正取引委員会及び環境省からの説明・意見交換
第2回 (9月19日)	○文部科学省からの説明・意見交換
第3回 (10月6日)	○経済産業省からの説明・意見交換
第4回 (10月15日)	○外務省からの説明・意見交換

4. 合同WT

11月11日	○特別会計（勘定）に関する議論
--------	-----------------